

情報通信審議会 情報通信政策部会（第28回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年8月1日(水) 17時50分～18時30分

於、霞ヶ関東京會館（35階）（ゴールドスタールーム）

第2 出席した委員（敬称略）

村上 輝康（部会長）、後藤 滋樹（部会長代理）、大谷 和子、大山 永昭、
長村 泰彦、清水 英一、関根 千佳、高橋 伸子、高畑 文雄、竹中 ナミ、
土井 美和子、長田 三紀、安田 雄典、村井 純（臨時委員）

（以上14名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）、中田 睦、（政策統括官）、
河内 正孝（審議官）、松井 哲夫（審議官）、奥 英之（放送技術課長）、
吉田 真人（放送政策課長）、小笠原 陽一（コンテンツ流通促進室長）、
吉田 博史（地上放送課長）、三田 一博（地上放送課企画官）、

(2) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問事項

ア.「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について（平成16年1月28日付け諮問第8号）

イ.「デジタル・コンテンツの流通の促進」について（平成13年3月28日付け諮問第3号及び平成16年1月28日付け諮問第8号）

開 会

○村上部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会第28回の会議を開催させていただきたいと思います。

　本日は委員17名中13名、ただいま出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

議 題

ア.「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について
(平成16年1月28日付け諮問第8号)

○村上部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。きょうは非常に時間がタイトでございますので、議事進行にご協力いただければと思います。

　初めに、平成16年1月28日付けの諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」につきまして、地上デジタル放送推進に関する検討委員会の主査であります村井臨時委員から答申案の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○村井臨時委員　それでは諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」につきましてご説明させていただきます。

　7月19日の部会におきまして検討状況のご報告をいたしました。その際に委員の皆様よりいただきましたご意見、それから、その後地上デジタル放送推進に関する検討委員会の委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえて修正いたしました答申案を本日お配りいたしました。

　基本的な提言の方向は変わっておりませんが、各課題について委員の皆様からいただいたご意見に基づきまして、追加や表現の修正を行いましたので、本日は、その修正点を中心にご説明させていただきたいと思います。

　まず、資料28-1-1の1ページをご覧ください。まず始めに総論ですが、地上デ

デジタル放送推進にあたり、アナログ放送終了まで4年を切り、デジタル化を完了するための最終段階に入ったという現状認識をしております。また、これまでの取り組みが一定の成果を上げているけれども、さらに徹底した取り組みが必要だという認識もございます。

推進にあたっての課題は、前回の報告から大きくは変わっておりません。送信側に関しましては、中継局建設等の取り組み、補完的な措置の検討が行われることが必要であります。受信側に関しましては、受信機器の多様化や低廉化を推進するとともに、アナログテレビを引き続き使うことを希望する利用者に対して、簡易チューナー等の普及が課題となります。また、辺地共聴施設の改修に対する支援措置の改善、工事を集中させないための平準化等の取り組みが必要となります。それから周知広報に関しましては、国民の皆様がデジタルに移行するための行動を起こしていただくためのきめ細かな周知広報、相談体制の整備が重要になります。それぞれ2章以降で、さらに掘り下げて説明しております。

2ページをご覧ください。基本的視点であります放送のデジタル化とアナログ放送終了の意義でございますが、前回の部会でご報告させていただいた通りなのですけれども、地上放送のデジタル化が進むことで、多くの方にとってデジタル化やアナログ放送終了のリアリティーが増してきている中、改めてデジタル化とアナログ放送終了の意義が問われているというご指摘がございます。具体的には、例えば周波数の有効利用など、幾つかの意義がございます。また、前回の部会でご指摘いただきましたように、デジタル化やアナログ放送終了が現実化していく中で、例えば、ワンセグの展開など、当初予想していなかった形での普及も進んでおります。そのようなことを踏まえまして、デジタル化することの意義や、アナログ停波に対する周知のあり方というものも、どんどん改善をしながら進めていくことが必要でございます。

各主体の役割につきましては、国は施策を実行していくとともに、関係者を束ねて推進する役割がございます。放送事業者には、電波の送信主体としてアナログの電波でカバーしていた世帯を100%カバーするという役割がございます。それからメーカー、流通、地方自治体等、それぞれの役割を踏まえ、主体的に行動できる環境を整えて、取り組みを加速するという方向性を示させていただきました。また、比較的新しいご意見を盛り込ませていただきましたが、アナログ放送を終了するためには、総務省だけではなく、政府全体として取り組む課題がたくさんございますので、そういったことを踏ま

えた進め方を議論に基づいて盛り込ませていただきました。

取組の基本姿勢につきましては、地上デジタル放送への完全移行が、送信側・受信側のいずれの対応が欠けても実現できないという基本認識を改めて記述させていただきました。前回、安田委員から、アンテナ工事の前倒しであるとか、工事のタイミングについてご指摘を受けましたので、受信側で機器の購入・工事などが2011年に入り集中して、対応できなくなるという事態が起こらないようにするため、基本的には2010年までに行えることは全部行っておいて、最後の最後に残ったことを11年に対応するという進め方の重要性を示させていただきました。

前回、長田委員などからご指摘いただきました周知の必要性に関する新たな書き加えもさせていただきました。それから国際的な視点が欠けているのではないかというご指摘もいただきました。国際的な視点としましては、いろいろな意味での国際競争力、それから世界におけるデジタル放送の取り組み具合との関係などがございしますが、それぞれの国によって状況が異なりますので、単純に各国の取り組みを日本で適用することは難しいというご指摘もあります。メディア環境の違いに注意しながら、諸外国の良い政策を参照していく、ということでございます。

3ページをご覧ください。中継局の整備に関しましては、アナログ放送時に見ることが出来ていた放送をデジタル放送になっても見る事が出来るようにするのが1つの基準点でございます。それに関するデジタル中継局の整備等、放送事業者の努力について触れております。中継局の建設に関する財政上の措置につきましては国として検討すべき課題を含んでいるということでございます。それから、中継局ロードマップの見直しについては、適用性を高く保ち、具体的な移行の計画の見直しを図っていくということでございます。これも前回ご報告したとおりでございます。

4ページをご覧ください。補完措置に関しましては、IP同時再送信の実用化に向けた更なる取り組みが必要であり、条件不利地域等における活用の方向性について盛り込まれています。また、2011年の時点において、山の中などデジタル放送を送り届けることができない地域に対するセーフティネットの措置として、衛星を使って全国をカバーすることを実際に行うための具体的な方法を早急に検討し、本年中に公表すべきという形で盛り込ませていただいております。

5ページをご覧ください。受信側の課題につきましては、4章と5章にわたっております。まず、受信機の普及等についてですが、デジタル受信機の更なる多様化、低廉化

というのは、先ほど申し上げたとおりでございます。簡易的なチューナー等につきましては、早期かつ安価に市場に出回るような取り組みが必要でございます。委員会では、簡易的なチューナーのプロトタイプを見せていただきました。このような機能の検討等を通じて、この2年以内に5,000円以下の簡易チューナーを、視聴者が望めば入手できる環境を整えるということが含まれております。それから、今回の日本のデジタル化に関しましては、チューナーが安くなっても、周波数の関係で、場合によってはアンテナの交換やアンテナから屋内への引き込み線の設置といったところまでの変更工事が必要になる可能性がございますので、そういうデジタル化における状況認識の誤解がないように周知等が必要でございます。

受信機器購入等に関する支援に関しまして、具体策としてアメリカで提案されているような支援策なども踏まえまして、経済的に非常に苦しい方に対する認定など、平成20年夏までに検討して公表すべきであるという提言もしています。

それから、著作権保護方式の見直しにつきましては、この後ご説明させていただきますもう1つの答申案を踏まえた記述を追加するとともに、字幕放送等につきましても、この部会でご指摘をいただいた内容を踏まえた記述を加えさせていただきました。

6ページは、共聴施設の改修に関しまして、デジタル改修の進捗状況、共聴施設管理者への改修の働きかけなどの具体策を本年秋までに構築すべきと明確化させていただきました。

7ページは、周知広報についてでございます。最初に申し上げました国民の理解を得られるような、デジタル化の意義に対する理解を含めたさらなる周知広報が必要であり、周知の体制につきましては、消費者等からの相談体制、それから地域の実情には多様性がありますので、そういったことに対応した相談体制を平成20年度中には整備をしていくべきだという提言にさせていただいております。

前回のこの部会で、悪質商法についてもご指摘いただきましたので、その観点からの周知広報の必要性についても新たに記述させていただきました。

8ページをご覧ください。公共分野への利活用につきましては、平成17年度及び平成18年度に実証実験が行われましたので、有用性が実証された部分に関しましては、公共分野において地上デジタル放送が実用化されていくための有用性の周知・PRの取り組みが必要だということを示させていただいております。

9ページをご覧ください。このページはアナログ放送終了にあたっての課題という8

章の部分になります。アナログ放送終了まで4年を切った中で、アナログ放送停波への万全の準備をしなければいけないというのが、この検討委員会の使命でございますが、発生する問題をどのようにしたら最小限にできるのか、あらゆる課題を抽出して対策を立てることが必要でございます。課題の抽出につきましては前回、少し触れさせていただきましたが、やはり課題は最後まで残るかと思っておりますので、例えば実際に、予行演習のような、リハーサル的なプロセスを経て、そこで改めて課題が見つかるという課題抽出の方法論も考えられます。現時点では、気づいていない、見逃してしまうような課題を見つけて解決をするプロセスが必要ですので、官民それぞれのプレーヤーが主体的に取り組む必要とあわせて、予行演習の実施といった視点も必要でございます。

それから、先ほども申し上げましたが、この中間答申案での官というものの意味は、主に担当する総務省だけではなく、あらゆる省庁が参画をすることで、初めて官の意味が成立します。同様に、民も放送事業者、メーカーだけではなく、さまざまな地方自治体等を含めました民というプレーヤーの参加が必要であります。

アナログ放送終了のための具体的な計画については、国及び放送事業者における検討に加えまして、先ほど申し上げたそれぞれのプレーヤーの役割を含めまして、平成20年夏までに計画を立案し、公表・周知していくことを盛り込ませていただきました。

報告は以上でございます。

○村上部会長　　ありがとうございました。

前回提起されました問題や課題につきましては、すべて適切に反映されていると思いますが、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○土井委員　　前回の意見を反映していただいて、ありがとうございます。

この内容が問題というわけではないんですが、9ページの今後の洗い出しというお話に関連して、周知広報というお話がありますが、途中のところでも、いろいろな窓口にいろいろな質問が来ると思っていますので、そういうのを一元的に収集して、それに対して同じように回答をしていけるような、そういうところもぜひ考えていただければと思います。

この報告書に関しての問題ではなく、後のほうで議論されるデジタル・コンテンツのところも関連してくると思っておりますので、ぜひ今後の運用ということでご検討いただければと思います。

○村上部会長 総務省側、何かコメントはありますか。

はい、吉田さん。

○吉田地上放送課長 第3次中間答申に基づきまして、私ども、周知広報計画というのをつくりまして、さらに、いろいろな窓口に来るであろう質問について、まず一時的に答えられるようなQ&Aというものをつくって、関係者、あるいは地方自治体、民間も含めまして、お配りしております。

今、土井委員からご指摘がございましたように、さらにそういう取り組みを継続していくことが重要だと思いますので、状況が変化していく中で、さらにQ&Aの充実、見直し等の努力をしてまいりたいと存じます。

○村上部会長 ありがとうございます。

関根委員、どうぞ。

○関根委員 使いやすさとか、そういう点に関して、あちこち加えていただいて、ほんとうにありがとうございます。

それで今回、5ページの(4)なんですけれども、字幕放送について追加していただいたことを、とてもありがたく思っております。ただ、ユニバーサルな放送というときに字幕、クローズドキャプションとともに世界的に必ずペアで使われるものとして、音声解説、いわゆる副音声、オーディオディスクリプションというものもここに入れていただきたいのです。できれば、この(4)の題名のところだけでも、「字幕放送等の充実」という言葉に変えていただけませんか。今後の検討課題としていただければ、地上デジタルというものが、多様な人々、国民へのよりメリットの多いものであるということがわかってくると思います。ぜひその部分も追加していただけるととてもよろしいのではないかと思います。

以上です。

○村上部会長 はい、中田さん、どうぞ。

○中田政策統括官 今、解説放送についてご指摘をいただきました。この点は現在、行政の目標が字幕放送だけでございまして、解説放送につきましても、今度新たに目標を作成したいということで、現在、関係の向きと相談をしているところでございます。近々、ぜひそういう目標をつくりまして、公表したいと思っております。

○関根委員 よろしく願いいたします。

○村上部会長 よろしいでしょうか。それでは、本件につきましては当部会におけます

中間答申案として了承をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村上部会長　ありがとうございます。

それでは、了承することといたしまして、8月2日、明日開催予定の情報通信審議会総会におきまして、当部会からの中間答申案として提案をさせていただきたいと思ます。

イ、「デジタル・コンテンツの流通の促進」について

(平成13年3月28日付け諮問第3号及び平成16年1月28日付け諮問第8号)

○村上部会長　もう1つ、案件がございます。

平成13年3月28日付け諮問第3号及び平成16年1月28日付け諮問第8号「デジタル・コンテンツの流通の促進」について、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の主査であります村井臨時委員から、答申案のご説明をお願いしたいと思ます。

○村井臨時委員　それでは、説明をさせていただきます。

配布資料の方は概要版の案、それから答申案をお手元にお配りしておりますが、ページごとには説明をせずに全体としての考え方をご説明させていただきます。

前回の部会におきまして、編集の方針をご説明させていただきましたが、本検討委員会は大勢の、それぞれ異なる立場の方に一堂に会していただき、大変長い間議論をしていただきました。その議論の経緯につきましては、それぞれの委員同士でコンセンサスをつくるということよりも、それぞれの意見を十分に理解し、確認をし合った上で、答申案をまとめご了解をいただいたという内容でございますので、答申案をまとめるにあたって大変重要であった点は、そういった検討経緯が透明に表現されることであるという方針に基づき、概要版も答申案も、3分の1は検討経緯の記載に充てております。どういう立場でそれぞれのご意見があったかということ踏まえた上で、さまざまな検討を進めさせていただきました。議事運営も前に説明をさせていただきましたように、可能な限りのすべての立場の方から発言をいただくように心がけてまいりました。

今回の答申案は、すべての立場の方に議論を尽くしていただき、検討委員会の場も、可能な限り一般に公開した形で開催いたしましたので、この検討のプロセスが中間答申

に反映されるように編集をさせていただきました。

デジタル時代のコンテンツ流通を考える際に議論しておくべき基本的な課題を、それぞれの立場から出していただいたがゆえに、結果として、相当に課題が整理され、それぞれの立場の意見が明確になり、今後議論を続けていく上でも、大変貴重な基盤ができたと考えております。

議論の前提となる事実関係、例えば技術の内容などは、専門家でないと大変難しく、理解しにくいところがございますが、そういった技術に関する検討も、概要版において絵を入れるなど分かりやすく説明をすることでご理解いただけるよう、可能な限り取り入れさせていただきました。委員の皆様には大変にご協力していただきまして、技術を把握することで議論の精度を上げることができました。技術の事実関係についてそれぞれの立場の委員にも共通した認識を持っていただくことが、この委員会の議論の中では大変重要になってまいりましたので、答申案の中でも、議論の前提となる事実関係についても含めさせていただきました。

内容に関しましては、前回ご説明し、皆さんに議論していただいたことから本質的な変化はございませんけれども、取りまとめるにあたって留意した点について改めてご説明させていただきます。1つ目は、デジタル放送におけるコンテンツ保護の在り方における3つの基本的な考え方についてです。「デジタル・コンテンツの流通の促進」に関する検討が始まってから、この3つの考え方につきましては、この部会の場でも議論していただき、検討委員会でも議論をしていただきました。1つ目はコンテンツに対する「リスク」で、クリエイターへ適切な対価を還元するということが重要です。その考え方の狙いとしては、コンテンツ大国をつくるという大きな政策的な目標がございますけれども、一方ではそういったことを設定すること自体、この日本のコンテンツ産業には危機が訪れているのではないかというご意見もいただいております。政策目標に関しましてはさまざまな議論がございます。

2つ目は、「利用者の利便性の確保と、技術進歩への対応」で、デジタル技術の特性に関係するのですが、デジタル技術というのは、非常に進化が速く、その中で消費者の利便性を改めて考え直していくことが必要です。今後生じるであろうそのような考え直す場においても議論と理解のプロセスが必要になってまいります。

3つ目は、デジタル化との関係ですが、情報がデジタル化されたことで、知財に関する問題など、新たな問題が起こっておりますので、こういったことを概要版のとおり答申

案に明記させていただきました。これら3つの考え方をベースにコピーワンス、それからコンテンツ取引市場の提言を記載させていただきました。

7月12日の検討委員会におきまして私のほうからコピーワンスに関しての提案を行った際に、委員の皆様からいろいろなご指摘をいただきました。答申案をまとめる中で、委員の皆様からのご指摘につきましては、指摘に対する考え方もあわせて、この部会で報告をさせていただき、それから答申にも明記するというお約束をしております。そうした経緯から、中間答申の提言部分には、提言としてまとめさせていただいた内容に関して懸念する発言もしていただきましたので、懸念も明記した上で、そういった指摘を私なりに踏まえた考え方、つまりコピーワンスに関しての改善策である「3×3×1+1」を今回提言させていただきました。それに合わせまして、違法行為を抑止するために関係者間で努力すべき事項も明記しました。それから提言されたルールの性格、すなわち、今回の提言は進化が非常に速いデジタル技術を扱っているため、実際にこの新しい方式が使われたときに新たな課題が生まれてくる可能性も、もちろんあるわけですので、そうなったときに、利害関係がある立場の方が集まって議論できる場が幸い今回を契機にできたわけですから、新たな課題が生じた際は、この場を利用して見直していくためのプロセスを踏むということも明記させていただきました。

それから新しい方式を提案させていただいておりますので、新しい機能を実装した機器の販売時期の検討をしていくわけですが、既に今の方式で購入した視聴者がいらっしゃいます。このような既に販売された機器への対応をどのようにするかを言及する必要があるというご指摘をいただいておりますが、技術的可能性に関して検討し、どのように対応するかは、基本的には企業の経営判断によります。しかしながら、検討委員会で関係者が審議に参加し、議論を尽くしたという経緯を踏まえ、審議会として関係者がデジタル時代にふさわしい対応をとられるということの期待を込めて、対応時期を盛り込ませていただきました。結果として、実施時期は本年中を含めて可能な限り早期というふうに記述させていただいております。更に、既に販売された機器に関して、技術的な可能性の検討などの最大限の努力といった表現も盛り込ませていただきました。

コンテンツ取引市場に関する議論に関しましては、実証実験の準備を進める中で、実

証実験に対してのフォローアップ、評価に関するご指摘をいただきましたので、これらを踏まえた形で具体化させ、この9月までに実証実験の基本的な運用ルールの策定を目指します。それから実証実験期間中の、この審議会での使命などを記載させていただきました。

この部会の直前に行われた検討委員会におきまして、幾つかの懸案などのご指摘をいただきました。コピーワンスに関する今後の対応、コンテンツ取引実証実験、それぞれの関係者が今回の答申に従い、実際のアクションにこれから入るという時期でございますので、そのことを期待しての発言でございました。具体的には、消費者の方から、スケジュールを含めた十分な周知が必要だというご指摘をいただいております。それから先ほど申し上げましたが、既にデジタル機器を購入した方への対応を何とかしっかりと努力してほしいということが伝えられました。

放送事業者、メーカーの方からはコピーワンスに関する今後の対応について早急に具体的な検討を始めるということを表示していただきましたので、そこには大きく期待をしていきたいと思っております。いずれにせよ、権利者の方、それから消費者の方、放送事業者の方、メーカーの方、いずれの委員からも、今、示している中間答申案を情報通信政策部会、本部会に諮らせていただくということでご了承いただきましたので、その旨をあわせてご報告させていただきたいと思っております。

ご報告は以上でございますが、今後に関しましては、今、申し上げました具体的なアクションに結びつけるには、それぞれ参加をしていただいた委員の皆様に行動していただくことが前提になっておりますので、その協力を改めてお願いしたという点と、新たに諮問されましたコンテンツの競争力強化に向けた制度のあり方に向けて、これも委員の方から本日、何度もご指摘がありました。このテーブルに座っていたのですけれども、立場の違いごとに座る辺が変えてありまして、対立が明確になるような座席のシーティングをさせていただき、その座席の配置で委員会を続けてきました。どの委員の方からもこういう形で直接話せたことがいかに貴重だったかというご意見をいただきました。そうした意味で、これからこの委員会で検討する諮問事項につきましては、それだけフラクに直接話せるということを大変貴重に、重く受けとめて進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、ご意

見ご質問がおりでしょうか。

はい、どうぞ、長田委員。

○長田委員　先ほどの地上デジタルの第4次中間答申のところと同じような話なんですけれども、とにかくますます受信機が複雑になるわけですし、それをどういうふうにニーズに合わせたものをちゃんと買うことができるかというところでは、ほんとうに丁寧な広報がないと、なかなかわかりにくいと思いますので、それは関係者が皆の力を合わせなければいけないというのを特に強く思います。

○村上部会長　ありがとうございます。

総務省側、何かコメントありますか。よろしいですか。

では、ご努力をいただくということで。

はい、どうぞ、大山委員。

○大山委員　ちょっと見方を変えた言い方で恐縮なんですけれども、村井先生が先ほど言われた、新しい消費者の人を含めたみんなが話をできる場があって、今回コピーワンスというのが、9回コピーできるという怒られるんですが、そういう形に変わったと。これは言い方を変えると従来だめだったということなんです。だから、この先の対応は絶対に今までのやり方をしてはいけません。なぜならば、消費者も、私自身もそうなんですけれども、既に持っていますので、そういう意味では損をするんです。明らかに損をすることはわかっているので、その観点からは、先ほど、前の委員会ではホリプロの社長が「三方一両損」と言っていましたけれども、そうなんだろうと思います。

この後の対応が気になるのは、どの機種が今回の新しいルールに対応できるのか、あるいは放送信号に加えられている制御信号自体が変わってくる可能性がありますので、というか当然変わるんだろうと思うんですけれども、それがどんな影響をするのかというの、やっぱりしっかりと事実関係として公表すべきではないかなと。それも見えない形でどこかで決まるのではなくて、ちゃんと出していただきたい。そうでないと、また3回目をやるんですかということにならないように、そういう心配をします。

それからコピーネバー、コピーワンジェネレーション、コピーワンスというのはわかりにくいんですね、これ。この辺の言葉は——ほんとうにコピー9回までという怒られることはわかっているんだけど、多分みんな9回までできるというふうに言っちゃうのではないかなと思うんですが、もし混乱を避けるのであれば、その辺の言葉の使い方も注意が要るのではないかなと思います。

最後にメーカーの方たちへの期待を込めてなんですが、やっぱり消費者が日本の電機メーカーがコストパフォーマンスにすぐれた機器をつくってきていると。それが我々の生活になくはならないものになっているというのは多くの人が実感していることだと思うんです。先ほどの話ではありませんが、「三方一両損」になっているということ、消費者側も多分、いろいろな課題はあるとは思いますが、結果として受け入れてくれるだろうと。なぜかといえば、いい方向に行っているからと考えるわけですが、そういうお互いの歩み寄りがあったということ、ぜひ製造メーカーは消費者の信頼というのを最大限尊重してやってくれると思うんですが、できる限りの企業の努力をさせていただきたいなと思います。この点をぜひお願いしたいと思います。

○村上部会長 はい、ありがとうございます。

村井臨時委員、何か、コメントはありますか。

○村井臨時委員 大山委員のおっしゃるとおりだと思います。この委員会では、今ご報告させていただきましたように技術ワーキングという場において、ご指摘いただいたようなことを議論した結果として、「3×3×1+1」といった私からの提案に結びつけさせていただきました。今大山委員から2点ご指摘いただきましたが、1点目の今後どういうプロセスになるのかという点につきましては、検討委員会の場で非常に透明なプロセス、つまり委員の皆さんから意見を聞くという工程が繰り返し、決まっております。今回の中間答申でもそういった検討のプロセスに関して触れさせていただいておりますので、心がけて進めてまいりたいと思います。それから2点目のご指摘に関しては、技術的に新しいルールを実装する際に制御信号をどのように扱うかということに関しては、今から急いで検討していただくということで、この件の進め方に関しても一定の方向性が出ていますと私は認識しておりますので、そのことがフィックスした時点で、きちんとした報告をさせていただきます。それからわかりにくい言葉遣い等々、これも検討する項目の中に含まれていますので、間もなくそのことも解決されて、次のステップへ進むと思います。このこともまたあわせて次の機会にご報告させていただきたいと思います。

○村上部会長 はい、ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当部会における中間答申案として了承をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村上部会長　　ありがとうございます。

それでは、本件につきましても8月2日、明日開催予定の情報通信審議会総会におきまして、当部会からの中間答申案として提案いたすことにしたいと思います。

以上で本日の審議、終了でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局からは、よろしいでしょうか。

閉　　会

○村上部会長　　それでは、これで会議を終了したいと思います。困難なプロセスをここまで取りまとめていただいたこと、部会としまして村井臨時委員には深く感謝したいと思います。ほんとうにどうもありがとうございました。

この部会でございますが、次回の日程につきましては、別途、確定になり次第事務局からご連絡差し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。